

九州地方整備局 同時発表

平成30年 2月 9日
水管理・国土保全局防災課平成29年7月九州北部豪雨により被災した
福岡県朝倉市の管理河川を改良的な復旧事業として採択
～改良復旧事業等について全て採択完了！～

- 九州北部豪雨において、大量の土砂・流木により埋塞し甚大な被害を受けた朝倉市管理の2河川（小河内川、平川）について、著しく被害を受けた一連区間を一定の計画に基づいて行う改良的な復旧事業（一定災*）（国庫負担2／3以上）として事業採択しました。
- このことにより、九州北部豪雨で著しい被害を受け、再度災害を防止するための改良復旧事業等が必要な箇所（19河川、2路線）は全て事業採択したことになります。

埋塞の著しい河川については、埋塞した施設を掘り起こすことなく「全損」扱いとすることで、従来の方法では災害査定までに相当期間を要するところを、今回の取組により災害査定が終了し、今回、朝倉市管理の2河川を事業採択したところです。

※一定災：広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、被災後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する災害復旧事業。

【事業採択した河川の概要】

- ① 筑後川水系小河内川 L = 1.0 km （事業者：朝倉市）
- ② 筑後川水系平川 L = 1.1 km （事業者：朝倉市）

【九州北部豪雨における改良復旧事業等の採択箇所の合計額・箇所数】

- ① 福岡県（朝倉市を含む）： 約712億円 16河川 2路線（3箇所）
- ② 大分県： 約37億円 3河川

これらの事業を「九州北部緊急治水対策プロジェクト」の一環として3～5年間で集中的に実施し、迅速な復旧・復興に全力をあげて取り組めます。

【問い合わせ先】

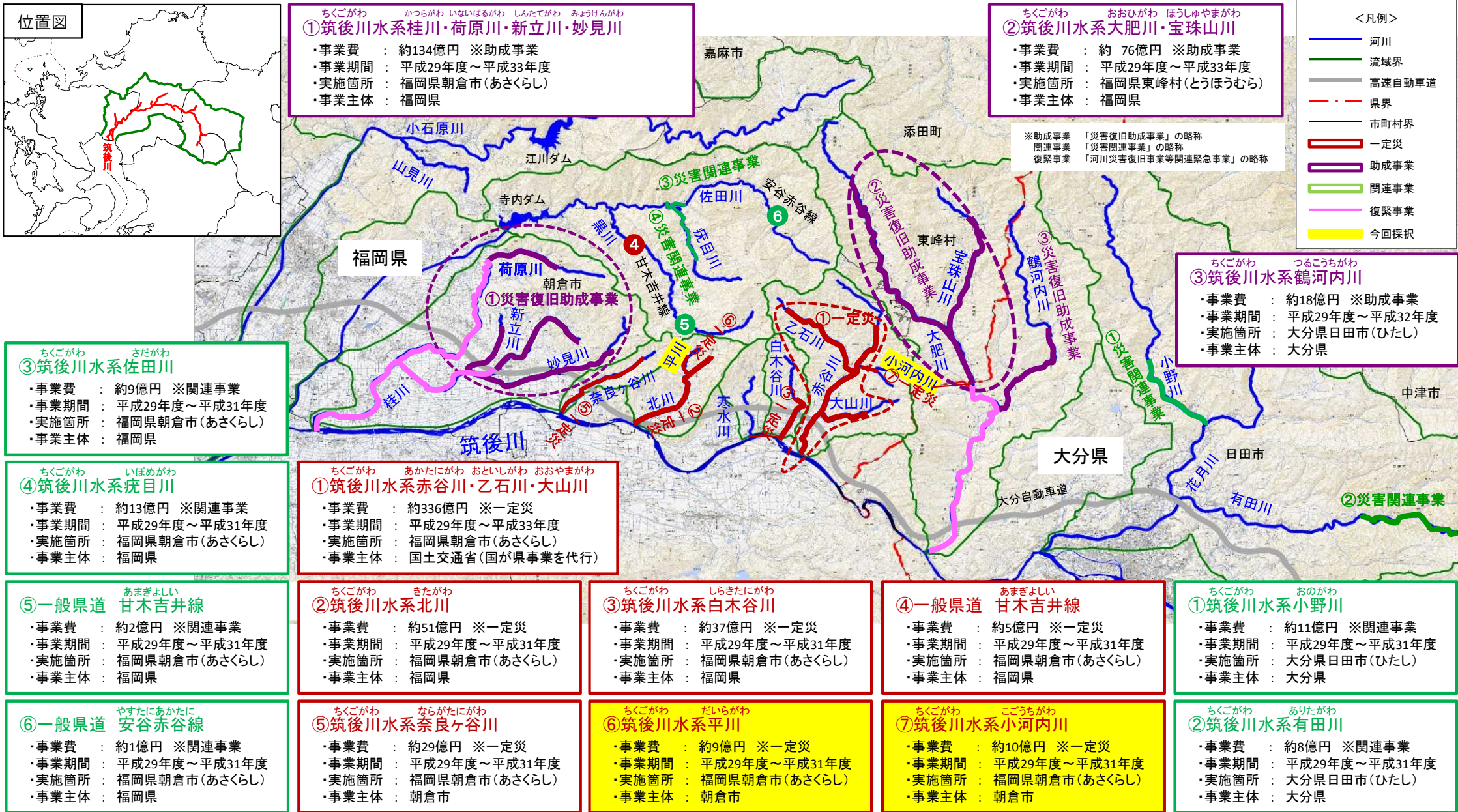
国土交通省水管理・国土保全局 防災課

災害査定官 吉野（内線 35-725） 審査係長 小田桐（内線 35-753）

代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8458、FAX 03-5253-1607

平成29年7月九州北部豪雨 改良復旧事業等の採択箇所 位置図

平成29年7月九州北部豪雨により、福岡県から大分県にかけて短時間に記録的な雨量を記録し、筑後川右岸流域の支川桂川流域や北川、白木谷川(福岡県)、大肥川(福岡県・大分県)等において、堤防決壊や河道埋塞により甚大な浸水被害が発生。
以下の河川・道路で、災害復旧事業(一定災)、災害復旧助成事業及び災害関連事業を実施。



平成29年7月九州北部豪雨 災害復旧事業等の適用拡充

筑後川では、平成29年7月九州北部豪雨により、福岡県から大分県にかけて短時間に記録的な雨量を記録し、筑後川右岸流域の桂川流域(福岡県)や大肥川(福岡県・大分県)等において、堤防決壊や河道埋塞により甚大な被害が発生。

災害査定 改良計画立案 (拡充)

- ① 大量の土砂等による埋塞が著しい施設について、「全損」として災害査定を実施。



護岸の被災状況



河道の埋塞状況

災害復旧事業(一定災)の適用 (拡充)

- ② 著しく被害を受けた一連区間について川幅を広げるなど一定の計画に基づいて行う災害復旧事業(一定災)を、土砂等により大きな被害を受けた今回の洪水対応に活用。

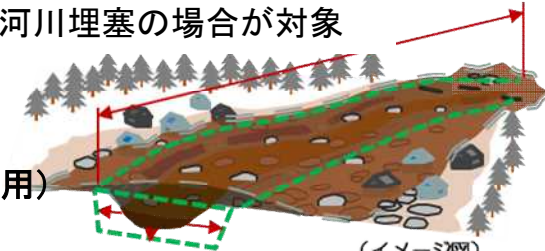
■ 洪水による河岸の決壊の場合が対象

従来



■ 河川埋塞の場合が対象

今回
(初めて適用)



(イメージ図)

※一定災: 広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水、高潮、波浪、地すべり、崩壊等を対象として被災後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事

地域の復旧・復興が迅速化

● 災害査定が迅速化され、本格的な災害復旧事業に早期に着手できます。

● 改良復旧事業の計画検討に早期に取り掛かることができます。

査定設計書の作成などの事務手続き
及び地方負担が軽減